

定款細則
(団体加盟に関する規定)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会（以下当協会という。）定款第7条の規定に基づき、団体加盟について定める。

(加盟審査)

第2条 団体加盟には、次の事項に関する内容を資格審査委員会で審査し、理事会の承認をもって加盟することが出来る。

- (1)団体の名前、定款、所在地、団体代表者が揃っていること。
- (2)当協会が認定するガイド資格所持者が10名以上で構成されていること。
- (3)当協会定款を尊重し、友好関係を築ける団体であること。

2. 加盟申請には次の書類を提出する。

- ① 申請書
- ② 団体定款
- ③ 当協会が認定する資格者を記載した構成員名簿
- ④ 他団体のガイド資格を当協会資格として認定する場合は、その資格の内容と審査について詳細に記載した書類。
- ⑤ 構成員の当協会ガイド資格認定申請書
- ⑥ 当協会に対する団体誓約書

3. 団体加盟審査に当たっては、団体加盟審査料を30,000円とする。

4. 新たに当協会認定する資格の場合は、書類審査で行い、必要と思われる場合は、実技審査を当協会資格審査委員が確認のうえ審議する。

(団体、及び構成員の入会)

第3条 団体加盟には当協会定款、定款細則に定める入会金、会費を納入し入会する。

2. 構成員の入会は、当協会定款、定款細則に定める規定に従う。

(団体の退会)

第4条 団体が退会するときは、書面でその旨を届出なければならない。

2. 団体は次の各号の1つに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1)退会
- (2)除名
- (3)団体の解散

(団体の除名)

第5条 団体は次の各号の行為があるとき、理事会において、出席理事の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。ただし、理事会は、決議の前に団体代表者に弁明する

機会を与えなければならない。

- (1) 団体会費を2年以上納入しないとき。
- (2) この定款その他の規則に違反したとき。
- (3) 本会の名誉を毀損し、または秩序を乱したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(団体会費等の不返還)

第6条 退会し、または除名された団体が既に納入した会費、入会金その他団体としての義務に基づく金品は、これを返還しない。

附則

1. この規定の改廃は、理事会で策定し、総会の承認をもって施行する。
2. この規程は、2009年5月13日から施行する。

一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会